



新型コロナワクチン情報

8カ月経過した方から追加接種を開始します

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）が始まります。2回目の接種日から原則8カ月経過した18歳以上の方が対象です。

具体的な日程など、今後のワクチン接種に関する最新情報は、市ウェブサイトやメールなどでお知らせします。

※12月16日時点の情報で作成しています

問 新型コロナウィルスワクチン接種推進室（市役所北庁舎） ☎26-2111（内線542）



▲市ウェブサイト3回目接種のページ

接種会場までの移動が困難な方へ

接種会場までの移動が困難な方に、自宅から接種会場までの、無料の乗り合い送迎車を用意します。

接種日時や会場は、ワクチン接種推進室で調整し、決定します。接種日を予約する前に連絡ください。

利用できる方

- 自身で車の乗り降りができ、次の全てに該当する方
- 接種会場までの移動手段がない（自家用車や運転免許証がないなど）
- 公共交通機関で接種会場へ行くことができない
- 親族がいなく遠方に住んでいるため、協力が得られない
- ※この乗り合い送迎車は、ワクチン接種会場で接種を受けるために運行するものです。ワクチン接種以外の利用はできません
- ※付き添いの方も乗車できません
- ※他の希望者と共同での利用です

申し込み方法

ワクチン接種推進室に電話ください。日程を調整した後、接種日時や会場、送迎時間を連絡します。

ワクチン接種スケジュール

3回目接種のスケジュールは、次の通りです。

※国の方針により、変更になる場合があります

2回目の接種月	案内郵送	3回目の接種月
令和3年5月	令和3年12月	令和4年1月
6月	令和4年1月	2月
7月	2月	3月
8月	3月	4月
9月	4月	5月
10月	5月	6月
：	：	：

ワクチン接種の対象者

3回目接種の対象者は、市内に住民票があり、新型コロナワクチンを2回接種した18歳以上の方が対象です。

対象者には、順次、追加接種用の書類を郵送します。

郵送する書類

- 追加接種（3回目接種）の案内文
- ワクチンの説明書
- 予診票
- 予防接種済証

書類が届いたら予約

書類が届いたら手元に準備し、インターネットで予約してください。インターネットの操作が難しい方は、市ワクチン接種コールセンターへ電話ください。



■ インターネット（24時間）
市ウェブサイトの予約システムで予約してください。

■ 電話（平日午前9時～午後5時）
市ワクチン接種コールセンター
☎25-0211

予約入力補助

ウェブサイトの操作が心配な方は、次の場所ですべて予約入力を補助します。予診票と予防接種済証を持参してください。

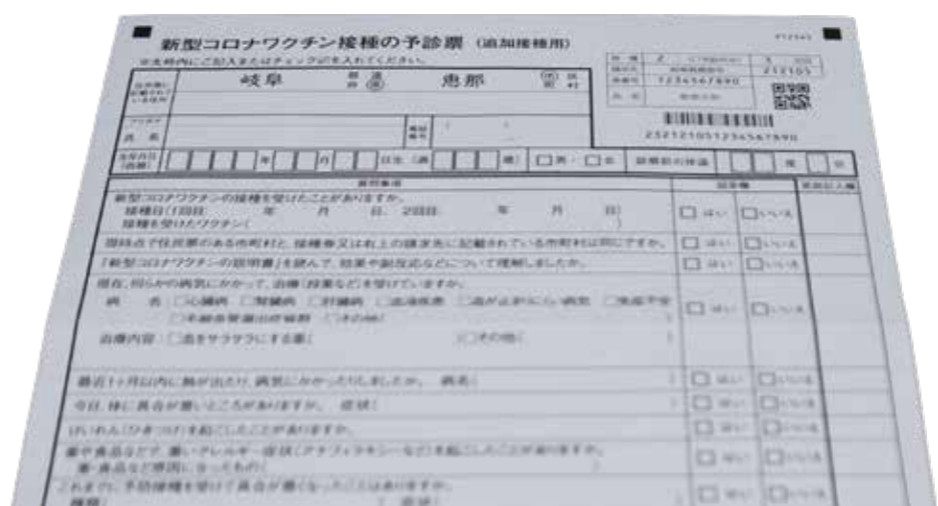
- ワクチン接種推進室（市役所北庁舎）
平日午前8時半～午後5時15分
- えなえーる
平日・祝日 午前10時～午後8時
土・日曜日 午前9時半～午後8時
- 恵那文化センター
開館日の午前8時半～午後5時
- 各振興事務所
平日午前8時半～午後5時15分

書類は保管し、接種日に持参

予診票に接種日時を記入し、接種当日は予診票と予防接種済証を忘れずに持参ください。

予診票と接種券が一体型に

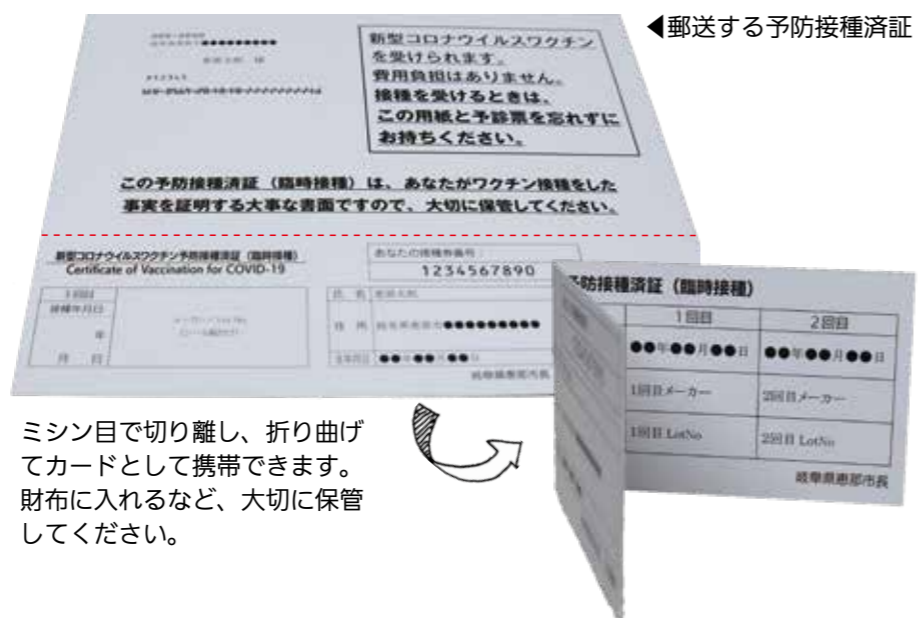
3回目接種では、予診票と接種券が一体型になりました。予診票には、氏名、住所などを印字しています。体温や質問事項、署名など必要な項目をボールペンで記入し（消えるペン不可）、接種当日に持参ください。



▲郵送する予診票（予診票が接種券を兼ねています）

予防接種済証を同封します

予診票と一緒に、1・2回目の接種記録を記載した予防接種済証を郵送します。この予防接種済証が、ワクチン接種したことの証明書になります。3回目接種済シールを貼りますので、接種当日に持参ください。



ミシン目で切り離し、折り曲げてカードとして携帯できます。財布に入れるなど、大切に保管してください。

国が導入した電子版のワクチン接種証明書

12月20日から全国で、電子版のワクチン接種証明書の運用が始まりました。

マイナンバーカードがある方は、スマートフォンのアプリで、日本政府公式の新型コロナワクチン接種証明書を入手できます。

利用には、マイナンバーカードとアプリのダウンロードが必要です。詳しくは、デジタル庁ウェブサイトを確認してください。



※接種記録の内容については、ワクチン接種推進室に問い合わせください

他市町村で2回接種した後に転入した方は、申請が必要

ワクチンを他市町村で2回接種した後に転入し、3回目接種を本市で希望する方は、接種券を発行するための申請が必要です。

市ウェブサイトから申請書をダウンロードし、必要書類を添えてワクチン接種推進室へ提出してください。

手続き完了後1週間程度で、案内を送付します。

※2回接種した後8カ月以上経過していない方は、原則として申請できません

市ウェブサイト▶ 転入した方の接種券の発行

